

島根県小規模事業者企業価値向上補助金

【令和元年度公募要領】

中小企業課

1 島根県小規模事業者企業価値向上補助事業について

本補助事業は、県内小規模事業者が中小企業等経営強化法に基づき承認を受けた生産性の向上、付加価値の増加等を図る計画を実施することにより、おおむね10年以内に見込まれる事業承継に向けた事業を促し廃業の防止を図り、もって地域経済の維持及び拡大並びに雇用の確保を図ることを目的として、設備投資等に係る経費の一部を補助するものです。

2 補助事業の対象事業者

次の要件の全てを満たす小規模事業者（※1）とする。

【要件】

・中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第1項に基づく経営革新計画の承認及び第19条第1項に基づく経営力向上計画の認定を受けた事業計画を有していること。
・原則として島根県に主たる事業所又は工場を有する者。
・現経営者の年齢が補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日時点で50歳以上であること。
・みなし大企業（※2）でないこと。
・島根県税の滞納がないこと。
・暴力団又は暴力団員に関する以下の要件を満たすこと。 法人等が、暴力団ではないこと。 法人等の役員等が暴力団員ではないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者でないこと。 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと。 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に批判すべき関係を有していないこと。
・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する事業者でないこと。
・競輪・競馬等の競走場、競輪・競馬等の競技団、芸ぎ業（置屋、検番を除く。）、又は娯楽に付帯するサービス業のうち、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業を行う事業者でないこと。
・宗教、政治・経済・文化団体を行う事業者でないこと。
・公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと。
・日本標準産業分類大分類における農業、林業及び漁業を行う事業者でないこと。
・補助事業が国又は県の他の補助金等を活用する事業でないこと。

※ 1 小規模事業者

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条に掲げる者で、次表に掲げる業種分類別の従業員数の条件を満たす者。

業種分類	常時使用する従業員の数
製造業その他	20人以下
商業又はサービス業	5人以下
サービス業のうち、宿泊業及び娯楽業	20人以下

※ 2 みなし大企業

発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業投資育成株式会社(昭和38年法律第101号)に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)に規定する投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。)が所有している中小企業者、発行済株式の総数若しくは出資価格の総額3分の2以上を大企業が所有している中小企業者又は大企業の役員若しくは職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者をいう。

3 補助の内容

- ・補助対象経費：機械設備費、備品購入費、IT導入費に係る経費
- ・補助率：補助対象経費の1/2
- ・補助上限額：200万円
- ・補助下限額：10万円

4 公募期間

公募期間は10月18日(金)から11月8日(金)までです。

5 申請先

申請事業者は、「〒690-8501 松江市殿町1 島根県商工労働部中小企業課 経営力強化支援室」へ定められた期日までに申請書類を申請してください。

6 申請書類

申請書類等は以下の表に基づき、申請してください。

申請者全員提出書類	事業計画申請書(様式指定)
	事業実施計画書(様式指定)
	中小企業等経営強化法の法承認等に係る計画(経営革新計画、経営力向上計画)の申請書と承認書等の写し(承認書等の写しは交付決定前までに提出すること)
	申請直近2期の決算書
	対象経費の見積書等
	県税納税証明書(全項目に滞納がない旨の証明、写しでも可)
	企業概要(パンフレット等でも可)
個人事業主の場合	住民票(申請時経営者のもの、個人番号の表示がないもの、写しでも可)
法人の場合	履歴事項全部証明書(写しでも可)

7 審査

審査は、審査委員による書面審査を実施し、対象事業者を決定します。審査基準は、実施要領第6条第3項に規定し、実施要領別表5に記載していますので、ご確認ください。審査後、県から申請者へ審査結果を通知します。審査委員会は、令和元年11月中旬～下旬を予定していますので、事業の着手は11月下旬～12月上旬となることが想定されます。また、審査の結果に関する異議申し立ては、受け付けません。採択となった場合、交付決定日以前に事業の着手が行われたもの（発注や契約など）は補助金の対象と認められません。なお、見積書の徴取はこれに該当しないため、有効期限内であれば、申請時の書類を活用し、証拠書類としても構いません。

8 公表

採択された事業は事業主体名、事業名（テーマ）について公表させていただきます。

9 補助金の詳細については、下記の要領、手引きをご確認ください。

- ・「島根県小規模事業者企業価値向上事業実施要領」
- ・「小規模事業者企業価値向上補助金 利用の手引き」

※実施要領、手引き、申請様式は島根県中小企業課ホームページで公開しています。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chusho/kigyokatikouzyou.html>

10 その他

- ・補助対象期間は、令和2年2月末までとします。
- ・経営革新計画又は経営力向上計画は公募期間終了までに申請し、採択後の交付決定日まで法承認等を受けている必要があります。

11 お問い合わせ先

- ・県の担当窓口
島根県商工労働部中小企業課（経営力強化支援室）
〒690-8501 松江市殿町1（県庁本庁舎2階）
電話：0852-22-5354 FAX：0852-22-5781